

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から44年6月まで

当時は、町内会が集金に来ており、近所の方々もまだ国民年金に無関心の頃ではあったが、町内会にお金が入るので集金に協力するようにと年配の方から忠告を受け、わずかな収入の中から保険料を納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、付加保険料の納付の申出を行い、当該保険料を納付しているなど、年金制度に関心があり、保険料の納付意識は高かったことがうかがえるほか、申立人は、申立期間当時は町内会を通じて保険料を納付していたとしているところ、これは申立人が当時居住していたA市の保険料の納付方法と符合しており、申立人の記憶との矛盾は無い。

2 申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和44年7月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、同年7月1日に任意加入被保険者として初めて国民年金に加入したものとみられる。このことから、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできない期間となる。ところ、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間のうち、同年4月から同年6月までの欄には斜線が記載されている一方で、同年10月に当該保険料を領収したことを示す検認印が押されていることが確認できる。これらは、当初、当該期間について保険料を領収し検認印が押された

ものの、その後、申立人が任意加入被保険者に該当していたため、申立人が加入手続を行った同年7月の時点では、遡って国民年金に加入できない期間であったことが判明したとして斜線が記載されたものと推認される。

また、昭和44年4月から同年6月までについては、本来であれば納付した保険料相当額を申立人に還付する必要があったが、申立人に当該保険料を還付したことをうかがわせる形跡は見受けられない上、申立人は、当該期間の保険料の還付を受けた記憶は無いとしており、これらを踏まえると、申立人が当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、任意加入被保険者となる要件を欠き、被保険者となり得ないことを理由として、この期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 3 申立期間のうち、昭和43年9月から44年3月までについては、申立人は、婚姻（43年10月）するに当たってA市に転居し、この頃から国民年金に加入し保険料を納付していた覚えがあるとしているが、上記のとおり、申立人の加入手続は44年7月頃に行われていたものとみられることから、国民年金への加入の時期については、申立人の記憶との矛盾もみられるほか、同市の国民年金被保険者名簿の当該期間については、斜線のみが記載されており、申立人が当該期間の保険料を納付していたとする形跡はうかがえない。

また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から47年3月まで

父親が私の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。父親は母親や姉の保険料も納めていたと聞いているので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、複数回にわたり前納も行っていることから保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、母親及び姉についても、父親が申立人と同様に、国民年金加入手続及び保険料を納付していたとしているところ、父親及び母親は、いずれも国民年金に任意加入しており、それ以降60歳に到達するまでの国民年金加入期間において保険料の未納は無く、複数回にわたり前納も行っている上、姉も国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、父親の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出整理簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年6月頃に払い出されていることから、この頃に国民年金加入手続が行われたものとみられ、被保険者資格取得日は申立人が20歳に到達した44年*月*日とされていることから、加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、45年4月から47年3月までの保険料については過年度納付することは可能であった。

加えて、姉については、国民年金手帳記号番号が昭和44年6月頃に払い出されていることから、この頃に国民年金加入手続が行われたものとみられ、被保険者資格取得日は20歳に到達した42年*月*日とされていることから、加

入手続時点において同年*月から44年3月までの保険料は過年度納付が可能であったところ、当該期間の保険料は納付済みとされている。このことから、申立人についても47年6月の加入手続時点で過年度納付が可能であった45年4月から47年3月までの保険料について、納付意識の高かった父親が姉同様に過年度納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年9月から45年3月までの保険料は、上記47年6月の加入手続時点では、時効により過年度納付することができない期間であることから、当該期間の保険料を納付するには、45年7月から47年6月まで実施されていた第1回特例納付制度を利用することが必要であるが、父親が当該制度を利用したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、父親は高齢のため聴取を行うことは困難であり、保険料納付の状況が不明であることから、特例納付を行っていたと推認することまではできない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和44年9月から45年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私は、昭和44年2月頃、A村で国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料は、家計に余裕ができたらずばまとめて納付するようにしており、未納のままにはしておかなかったはずだ。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、24か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和44年2月から60歳到達の前月の平成16年*月までの国民年金加入期間のうち昭和44年2月、同年3月及び申立期間を除く33年余りの期間については、国民年金保険料は全て納付済みとされていることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、家計に余裕ができたらずばまとめて保険料を納付するようにしており、申立期間当時、保険料を役所の窓口でまとめて納付する際は、年金手帳を提出し、同手帳に検認印を押してもらっていたとしているところ、申立人は、公簿によると、昭和46年5月12日から48年9月19日までB市に居住していることが確認でき、同市では、当時の保険料徴収は、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式を採っていたとしていることから、申立人が記憶する申立期間当時の保険料納付方法と一致している。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立人の主張するとおり、申立期間直前の昭和44年度、45年度及び申立期間直後の48年度の保険料は、それぞれまとめて現年度納付され、同様に、49年度、50年度、昭和54年1月から同年

3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の保険料も、それぞれまとめて過年度納付されていることが確認できる。このことから、申立人は、保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれ、保険料の納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年10月25日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年4月から同年9月までの標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年12月頃まで

A社で会社主催のクリスマス会に参加した記憶があり、平成7年12月頃まで運転手として勤務したはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成5年2月18日から7年10月31日までの期間において、A社に継続して勤務していたことが認められ、また、申立人が当時居住していたB市の記録により、申立人は、同年10月25日に国民健康保険に加入していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年10月26日）より後の同年12月4日付けで、申立人に係る同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人が同年4月30日に資格を喪失した旨遡及して処理されている。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に平成7年12月4日付けで、遡って資格喪失処理されている同僚が、123人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人が国民健康保険に加入した同年10月25日であると認められる。

また、平成7年4月から同年9月までの標準報酬月額については、同年3月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年10月25日から同年12月頃までの期間については、雇用保険の記録により、申立人は、同年10月31日まではA社に、同年11月1日から同年12月21日まではC社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間当時のA社の役員は、「申立人が勤務していたA社のD市にある事業所は、平成7年10月*日をもって閉鎖し、事業をC社に譲渡した。」と回答しているところ、申立期間当時の同社の同僚から提出された給与明細書等により、平成7年10月の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、B市の記録により、申立人は、当該期間を含む平成7年10月25日から20年4月2日までの期間について、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、C社は、「申立期間当時の社会保険関係の資料が無いため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。」と回答しているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成7年12月1日であり、申立人が同社に勤務したと認められる期間のうち、同年11月1日から同年12月1日までの期間において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

加えて、平成7年12月1日に、C社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、「自分も、申立人と同様に、A社からC社に移ったので、申立人のことは覚えている。しかし、当時同社では、長く勤める人とすぐに辞める人を区分した上で、厚生年金保険に加入させるかどうかを決めていた。私は、長く勤務すると意思表示したので、厚生年金保険に加入させてもらえた。」と証言しているところ、雇用保険の記録によると、申立人の同社における離職日は同年12月21日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち、平成9年4月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間のうち、平成9年10月1日から11年10月1日までの期間について、標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。
なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : 平成9年4月から12年11月まで
ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が間違っていることが分かったので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成9年4月から同年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、同年4月及び同年5月は、申立人が主張する47万円と記録されていたところ、同年6月30日付けで、同年4月1日に遡って28万円に引き下げられ、その後同年9月まで同額で継続していることが確認できる。
また、オンライン記録によると、A社の代表取締役、役員及び同僚についても、申立人と同様に平成9年6月30日付けで、7年7月1日又は9年4月1日に遡って標準報酬月額を引き下げられていることが確認できる。
しかしながら、申立人は、「A社では、継続して勤務しており、仕事の内容が変わったり、勤務時間が変わったりしたことは無く、給与支給額や保険料控除額が減額されたことは無い。」と主張しているところ、ほかに申立人の当該期間に係る給与額が、遡及訂正処理後の標準報酬月額に見合う額まで減額されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、滞納処分票により、当該遡及訂正処理が行われた平成9年6月当時、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成9年6月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、同年4月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間のうち、同年4月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成11年1月については、申立人から提出された同年2月分の給料支払明細書（同年1月の厚生年金保険料を控除）により、申立人は、当該期間において、標準報酬月額44万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成9年10月から10年12月までの期間については、上記のとおり、当該期間の直前月（9年9月）の標準報酬月額は、47万円に訂正すべきと認められ、一方、当該期間の直後月（11年1月）は、44万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、申立人は、当該期間において、少なくとも直後の同年1月と同額の標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間のうち、平成11年2月から同年9月までの期間については、申立期間当時の給与手取り額に係る事業主の証言及び申立人の主張から判断して、引き続き次の定時決定前の同年9月までは、直前の同年1月と同額の標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、平成11年10月から12年11月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書等を所持していないところ、A社の事業主は、「申立期間当時の資料が無いため、当時のことは分からない。」と証言していることから、当該期間における申立人の給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

また、当該期間当時の役員は、「当時のことは分からない。給料支払明細書も持っていない。」と証言しており、申立人の主張を裏付ける証言が得られない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月29日から同年3月1日まで

昭和43年2月29日にA社B支店を退職したので、同年3月1日が厚生年金保険の資格喪失日となるべきところ、資格喪失日が同年2月29日と記録されている。資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和43年2月29日までA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「雇用保険の離職日が昭和43年2月29日と記録されているのであれば、当然、同年2月分の厚生年金保険料も給与から控除していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年1月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年10月25日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年4月から同年9月までの標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年10月頃まで

申立期間について、A社に継続して勤務していた。厚生年金保険に加入していたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成6年8月1日から14年5月15日までの期間において、A社及び同社を承継したB社に継続して勤務していたことが認められ、また、申立人が当時居住していたC市の記録により、申立人は、7年10月25日に国民健康保険に加入していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年10月26日）より後の同年12月4日付けで、申立人に係る同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人が同年4月30日に資格を喪失した旨遡及して処理されている。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に平成7年12月4日付けで、遡って資格喪失処理されている同僚が、123人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人が国民健康保険に加入した同年10月25日であると認められる。

また、平成7年4月から同年9月までの標準報酬月額については、同年3月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年10月26日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年4月から同年9月までの標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年10月26日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成5年2月16日から10年3月31日までの期間において、A社及び同社を承継したB社に継続して勤務していたことが認められ、また、申立人が当時居住していたC市の記録により、申立人は、7年10月26日に国民健康保険に加入していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年10月26日）より後の同年12月4日付けで、申立人に係る同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人が同年4月30日に資格を喪失した旨遡及して処理されている。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に平成7年12月4日付けで、遡って資格喪失処理されている同僚が、123人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人が国民健康保険に加入した同年10月26日であると認められる。

また、平成7年4月から同年9月までの標準報酬月額については、同年3月のオンライン記録から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年10月25日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年4月から同年9月までの標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年10月25日まで
申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成3年4月1日から7年11月30日までの期間において、A社に継続して勤務していたことが認められ、また、申立人が当時居住していたB市の記録により、申立人は、同年10月25日に国民健康保険に加入していることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年10月26日）より後の同年12月4日付けで、申立人に係る同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人が同年4月30日に資格を喪失した旨遡及して処理されている。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に平成7年12月4日付けで、遡って資格喪失処理されている同僚が、123人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人が国民健康保険に加入した同年10月25日であると認められる。

また、平成7年4月から同年9月までの標準報酬月額については、同年3月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年4月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間②のうち、平成18年5月から同年8月までは34万円、同年9月から19年2月までは32万円、同年3月から同年6月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間②のうち、平成19年7月1日から21年5月21日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円、同年12月から21年2月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年7月から21年2月までは38万円、同年3月及び同年4月は28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年4月24日から同年5月1日まで
② 平成18年5月1日から21年5月21日まで

申立期間①について、私は、平成18年4月24日からA社に勤務していることから、厚生年金保険に係る資格取得日を訂正してほしい。

申立期間②について、当該期間に係る標準報酬月額が、給与明細書の金額と合致しないため、調査の上、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、平成18年4月24日から21年5月21日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①及び②のうち、平成18年5月1日から19年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、申立期間②のうち、同年7月1日から21年5月21日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書、雇用保険の記録及びA社からの回答により、申立人が同社に平成18年4月24日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる支給額から、32万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成18年5月1日から19年7月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は当該期間においてオンライン記録を超える標準報酬月額に見合う給与が事業主により支払われ、オンライン記録を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、上述のとおり、厚生年金特例法の規定により、記録訂正の要否の判断を行うこととなるところ、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から、平成18年5月から同年8月までは34万円、同年9月から19年2月までは32万円、同年3月から同年6月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②のうち、平成18年5月から19年6月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①は、A社を

管轄する社会保険事務所（当時）から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人について、オンライン記録どおりの資格取得に係る手続が行われ、申立期間②のうち、18年5月1日から19年7月1日までの期間は、同社及び当該社会保険事務所は、「A社は、申立人に係る報酬月額算定基礎届等の届出を行っていない。」旨回答していることから、事業主は、当該期間について、給与明細書で確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成19年7月1日から21年5月21日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、18万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円、同年12月から21年2月までは標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成19年7月から21年2月までは38万円、同年3月及び同年4月は28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年5月から同年12月までは3万9,000円、43年1月から同年9月までは4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立期間 : 昭和42年5月1日から43年10月1日まで

私が保管している、当時の帳簿によれば、申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていることが分かるが、被保険者とはなっていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の回答及び申立人の妻が作成したとされる当時の家計簿の記載内容により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の妻は、昭和37年2月に婚姻後、申立人が勤務した事業所の給与支給額、保険料控除額等を記載したとする帳面を保管しており、当該帳面によると、申立人が申立期間に係るA社の給与から厚生年金保険料を控除されていた旨の記載が確認できる。

さらに、当該帳面に記載された厚生年金保険料控除額とオンライン記録の標準報酬月額に基づく控除額を比較、検証したところ、A社の直前に勤務した事業所に係る被保険者資格喪失日前約1年間の被保険者期間において一致し、同社において被保険者記録がある期間、及び同社の直後に勤務した事業所の被保険者資格取得日後約1年間の被保険者期間について、おおむね一致していることが確認できる。

加えて、申立人の妻の当該帳面に記載を始めるに至った経緯、理由及び記載

方法に関する証言から判断すると、申立期間について当該帳面に記載された給与支給額及び保険料控除額は、申立期間当時にA社の給与明細書から転記されたものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間当時に作成された当該帳面において確認できる保険料控除額から、昭和42年5月から同年12月までは3万9,000円、43年1月から同年9月までは4万5,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和43年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録が無いが、商業登記簿謄本により、42年4月*日に法人登記されたことが確認できる上、元事業主及び関連会社従業員の証言、並びに上記家計簿等の記載内容により、当該期間における従業員数が常勤役員を含め6人程度であったと考えられることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間は、A社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年9月26日まで

私は、申立期間においてA社B支店で勤務しており、当時の給与明細書から厚生年金保険料も控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における辞令、申立期間に係る給与明細書、同社からの回答及び同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社B支店に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、当該事業所に係る健康

保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に整理番号の欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

A社B支店で2か月半の新人研修を終え、昭和42年6月1日付けで本社に転勤した。配属先が変わっただけで、退社したわけでは無いので、記録が抜けているのは事務手続の誤りが原因と思われる。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社から提出された同社B支店に係る被保険者名簿から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和42年6月1日に同社B支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年4月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月15日から36年3月30日まで
② 昭和38年3月16日から41年12月26日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年3か月後の昭和44年3月4日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間の一部は、申立期間である2回の被保険者期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し保険料を納付しており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月26日から39年7月31日まで
② 昭和40年1月27日から41年7月1日まで
③ 昭和41年12月1日から42年3月1日まで

私は、平成22年9月に届いたはがきで初めて脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年10か月後の昭和47年1月13日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、同被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和45年4月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成3年3月まで

私が大学生の時、区役所から手紙が来て、学生である私の国民年金保険料の納付を要求された。母親が電話で区役所に学生なのに保険料を納付する義務があるのか問い合わせをしたところ、高卒で働く人と不公平になると言われて、父親の銀行口座から振替納付することとなり、大学を卒業するまで継続していたと聞いている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付は両親が行ったと思うとしているところ、父親は既に死亡しており、母親は加入手続についての記憶は明確でないことから、加入手続の状況は不明である。

また、基礎年金番号導入（平成9年1月1日）以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは、厚生年金保険被保険者資格を喪失した19年8月31日であることから、申立期間は、国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、母親は、A市B区役所から国民年金保険料の納付についての手紙が送付されてきたので、同区役所に問い合わせをしたところ、学生であっても国民年金の保険料を納付する義務があるとの説明を受けたとしているところ、学生が任意加入対象者であった申立期間当時、同市においては、国民健康保険加入者が20歳になった場合に、任意加入対象者であるか否かを問わず国民年金の加入勧奨状を送付していたことは確認できるものの、同区役所が任意加入対象者であった申立人について、保険料の納付義務があると説明することは考え

難い。

加えて、母親は、申立人の保険料は父親名義の銀行口座から振替納付していたとしているところ、A市の国民年金口座振替対象者一覧表（除去分）によると、父親は、昭和54年1月から63年7月まで口座振替の対象者であったことは確認できるが、申立人が申立期間において口座振替の対象者となっていた記録は見当たらない上、父親は、厚生年金保険被保険者資格を同年7月18日に取得したことにより、同年7月23日に国民年金口座振替を解約しており、これ以降再度口座振替の対象者となったことはない。

このほか、両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成2年3月まで
申立期間は大学生であったが、20歳になった時から就職するまでの期間は、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。昔のことなので覚えていないことも多いが、両親には納付していた記憶があるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、加入手続及び加入手続後において交付される国民年金手帳の受領の記憶は無く、納付方法についての記憶も明確でないことから、申立期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、自身が20歳になった頃に、母親が、A市役所で申立人の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市においても、申立人に係る加入記録は存在しない。

さらに、申立人は、申立期間は学生であったとしていることから、当時、国民年金の任意加入対象者となり、加入義務は無かったところ、オンライン記録によると、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立人は申立期間において、国民年金に未加入であったこととなり、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月及び2年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月及び2年1月

私は、区役所で国民年金の空白期間があることを知らされ、保険料を2か月分納付した。1か月当たり8,000円を2か月分納付したので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年2月に就職した会社の厚生年金保険被保険者資格を取得した頃に、区役所で国民年金の空白期間があることを知らされ、申立期間の保険料として月額8,000円を区役所で納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年1月頃に払い出されていることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたことが確認でき、納付したとする金額も当時の保険料額と一致している。

しかしながら、オンライン記録、申立人が所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格の種別については、当初は、平成元年11月27日から同年12月6日までの期間が第1号被保険者（同資格の始期は2年3月付けで元年12月1日に訂正。）、同年12月6日から2年2月9日までの期間が第3号被保険者とされていたが、その後、7年11月に記録整備が行われ、当該第3号被保険者とされていた期間は、第1号被保険者に種別の訂正が行われていたことが確認できる。このことから、申立人が、保険料を納付したとする当時は、申立期間の種別は、第3号被保険者とされていたこととなり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上記の種別の訂正が行われた平成7年11月を基準とすると、申立期間は既に時効が成立しており、この時点においても保険料を納付することはで

きなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から54年2月までの期間及び58年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年3月から54年2月まで
② 昭和58年3月

私の国民年金は、母親が加入手続を行い、保険料も納付してくれていた。母親が、「子供たちの国民年金は20歳から加入手続をしており、当然長男（申立人）の国民年金も20歳から加入しているはずで、私と夫と長男の3人分の保険料を集金人に渡した覚えもある。」と言っているので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする母親は、申立人が20歳に到達した昭和52年*月頃に、申立人の国民年金加入手続を行い、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失（58年3月21日）した後には、国民年金への切替手続を行って、申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格を取得し、保険料は自身と夫と申立人の3人分を納付していたとしている。

しかしながら、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格取得状況から、昭和58年10月頃であり、被保険者資格取得日は同年4月1日とされている。これらのことは、申立人が所持する年金手帳及び加入手続を行ったA市の国民年金被保険者名簿の記録とも符号しており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間①及び②は、いずれも国民年金に未加入であり、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②について、両親の保険料は納付済みとされているが、両親は国民年金制度が発足した昭和36年2月に被保険者資格を取得している

ことが確認できることから、国民年金に未加入であった申立人とは状況が異なり、両親の保険料が納付済みとされていることをもって、申立人の保険料も納付されていたとは言い難い。

さらに、申立期間①について、母親は、妹2人についても20歳に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしており、申立人のみ、国民年金に加入していないとは考えられないとしているところ、妹2人については、20歳以降被用者年金に加入するまでの期間の保険料が納付済みとされていることが確認できる。しかし、妹2人は、20歳当時国民年金の強制加入対象者であり、それぞれの国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格取得状況から、いずれも20歳当時国民年金の加入手続が行われていたとみられるのに対し、申立人については、20歳当時学生であったことから任意加入対象者であり、上記のとおり、20歳当時に国民年金の加入手続が行われた形跡は見当たらない。これらのことから、妹2人が20歳当時に国民年金に加入し、それ以降被用者年金に加入するまでの期間の保険料が納付されていることをもって、申立期間①当時、申立人の国民年金の加入手続が行われ、保険料が納付されていたと推認することはできない。

加えて、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から62年3月まで

私が大学生の頃、母親から私の国民年金保険料を納めていると聞いたことがある。国民年金の加入手続は、母親が昭和60年頃にA市B区役所で行ってくれたと思う。また、大学生の時に1回、母親と一緒に同区役所に行った記憶があり、私が同行したのは私の国民年金保険料を納付することが目的であったとしか考えられず、母親が窓口で私の保険料を納付したのは見てはいないものの、その時に母親が私の保険料を納付してくれたと思う。母は病気で当時のことを聞くことができないが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付について直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は病気で聴取することはできないことから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでは、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、A市においても申立人の国民年金の加入記録は存在しないとしていることから、申立人が国民年金に加入していた事実を確認することはできない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、母親は申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月及び同年5月の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月及び同年5月

私は、学生であった平成14年4月から16年3月まで祖母の家で下宿していた。この期間の国民年金保険料については学生納付特例の申請をしており、このことは祖母も承知していたが、祖母から2年続けて社会保険事務所(当時)の集金人が何回も家に来て、保険料を納付するように言われたので、社会保険事務所に行き、この学生納付特例であった期間の保険料を納付したということを知っていた。学生納付特例となっていた期間の保険料は、全て祖母が追納してくれたはずなので、申立期間の2か月のみが学生納付特例とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年度及び15年度の保険料については、A市役所で学生納付特例の申請を行ったとしているところ、i) 申立人は、14年度及び15年度の学生納付特例の申請手続時期及び申請手続を行ったのは自身か祖母だったのかよく覚えていないとしていること、ii) 祖母に申立人の学生納付特例の申請手続について聴取したところ、申立人が通っていた学校で学生納付特例の手続を同市役所でするようにと教えてもらったので申立人と一緒に同市役所で学生納付特例の手続したことは覚えているが、手続時期及び手続回数は覚えていないとしていることから、申立人及びその祖母の学生納付特例申請手続に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする祖母は、社会保険事務所の集金人から保険料納付の督促を受けたので社会保険事務所に行き、学生納付特例の申請をしたが、その期間の保険料は納付しませんでしたと、社会保険事務所で交付された納付書により金融機

関で納付したことは覚えているが、社会保険事務所に行った時期、保険料の納付対象期間及び納付金額などについての記憶は無いとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、申立人は、平成14年度及び15年度共に学生納付特例の申請をA市役所で行ったとしているが、オンライン記録を見ると、14年度に学生納付特例の申請を行った形跡は見当たらず、免除記録には「該当／申請 平15.4.7 始期—終期 平15.4—平15.5 処理年月日 平15.7.3 種別 学」と記録されていることから、申立人は、15年度に初めて学生納付特例の申請を行ったものとみられる。

加えて、オンライン記録の免除記録変更履歴を見ると、学生納付特例の終期が平成15年7月3日に「平16.3」から「平15.5」に変更されているほか、申立人が所持する「納付書・領収書（納付受託）証書」を見ると、同年6月4日に同年6月から16年3月までの納付書（前納）が作成され、15年6月9日に納付されていることが確認できる。このため、前述の免除記録及び免除記録変更履歴の内容を踏まえると、申立人及びその祖母が平成15年度の保険料について同年4月7日にA市役所で学生納付特例の申請手続を行った後、祖母が同年6月4日に社会保険事務所に行き、その時点からの保険料の前納を申し出たことにより、同年度の学生納付特例期間の変更が行われたものと推認できる。申立期間については、追納申込みが行われた形跡は見受けられないことから、祖母が申立期間の保険料を追納したとは考え難い上、学生納付特例の承認後に申立期間の保険料を現年度納付する場合、納付特例承認の取消手続を行う必要があるが、その取消手続が行われた形跡もうかがわれない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から同年11月までの期間、9年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月から同年11月まで
② 平成9年3月及び同年4月

私は、国民年金保険料の納付書が送付されてくれば、必ず同納付書により郵便局で保険料を納付していたので未納は無いと思っていた。ところが、ねんきん特別便を見ると、申立期間が未納とされていた。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付書が送付されてくれば、必ず同納付書により郵便局で保険料を納付していたとしているところ、申立人は、申立期間①及び②の加入手続時期や手続場所の記憶は無い上、申立期間①及び②の保険料の納付時期、納付金額等についても覚えていないとしていることから、申立期間①及び②に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人が平成8年3月24日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年12月1日までの申立期間①及び9年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、厚生年金保険被保険者資格を取得した同年5月1日までの申立期間②の国民年金被保険者資格得喪の記録は、12年7月17日に追加処理されたものであることが確認できる。このことは、申立人が申立期間①及び②同時に居住していたとするA市、B市及びC市において申立人が申立期間①及び②に国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡が見当たらないこととも符合する。このため、申立期間①及び②の記録追加処理が行われた同年7月17日時点において、申立期間①及び②は国民年金に未加入であったものとみられる上、この記録追加処理が行われた時点を基準とすると、申立期間①及び

②は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から60年2月まで

私は、大学を卒業（昭和60年3月）しA町からB市に転居した頃に、国民年金加入手続を行った。国民年金保険料の未納があるという郵便物が送られてきたが、納付する余裕が無かったので父親に相談し、そのままにしておいた。2度目に未納の郵便物が届いた時に、学生時代の保険料を納付しなかった分だと考え、何度も郵便物が送られてくるのは煩わしいと思い、まとめて納付した記憶がある。納付を証明するものは無いが申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市で国民年金加入手続を行ったとするものの、加入手続時期、加入手続場所及び加入手続後の年金手帳の受領についての記憶は明確でなく、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付金額及び納付方法についても覚えていないとしており、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は、昭和60年8月頃にB市において行われ、この加入手続に際し、資格取得日を同年3月25日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳に記載されている資格取得日とも符合する。このため、申立期間当時、申立人は学生であったとしていることから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続を行った時から当該期間を遡って被保険者資格を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの期間及び同年8月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から50年3月まで
② 昭和50年8月から51年3月まで

夫が自営業を始めた昭和49年1月頃に私がA市役所で夫婦の国民年金加入手続を行い、加入後の夫婦の国民年金保険料は全て私が納付した。申立期間の保険料は最初の3か月は同市役所で納付したが、同年4月以降の2年間は1年分の保険料をまとめて同市役所又は取引のあったB信用金庫C支店の営業担当者に納付し、納付金額については一人分で1万円払っておつりもらった記憶がある。私たち夫婦は、国民年金に加入してから保険料を滞納したことはなかった。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月頃に夫婦の国民年金加入手続を行い、申立期間のうち、同年4月以降の2年間はそれぞれ1年分の保険料をまとめてA市役所又は取引のあったB信用金庫C支店の営業担当者に納付し、納付金額は一人分で1万円を下回っていたとしているところ、i) 昭和49年度の1人当たりの保険料額は1万1,400円、50年度の一人当たりの保険料額は1万3,200円といずれの年度も1万円を超えており、申立人が納付したと記憶する保険料額とは相違すること、ii) 同信用金庫同支店が開設されたのは57年5月26日であることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月24日にA市に夫婦連番で払い出されており、加入手続は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得状

況から、同年3月頃に行われ、その手続の際に資格取得日を遡って49年1月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①の保険料は過年度保険料として、申立期間②の保険料は現年度保険料として納付することは可能であった。しかしながら、i) 申立人は、申立期間①のうち同年1月から同年3月までの保険料を同市役所窓口で納付したとしているが、同市では過年度保険料は取り扱っていないこと、ii) 前述のとおり、申立人が納付したとする申立期間①のうち昭和49年度の保険料額及び納付済みとされている50年4月から同年7月までを含む50年度の保険料額が相違していること、iii) 国民年金被保険者台帳及び還付整理簿によると、申立期間②直前の納付済みとされている同年4月から同年7月までの保険料は、申立人が53年2月に厚生年金保険被保険者資格を取得したため、その時点で既に納付済みとされていた同年2月及び同年3月の保険料を同年3月23日に過誤納として当時未納だった50年4月から同年7月までの期間に充当されたものであることが確認できること、iv) 申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫も申立期間①及び②は未納とされていることから、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から平成7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から平成7年8月まで

私が20歳になった昭和60年*月頃、母親がA市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、加入後の国民年金保険料も母親が父親の分も含め家族3人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、当初、加入手続以降の申立期間の保険料は、金額は覚えていないが、毎月B区役所内の金融機関で納付し、その後は同金融機関の口座振替により納付したとしていたが、聴取の過程で保険料の納付は自身と夫と息子の3人分を現金で納付していた以外は覚えていないとする主張内容に変更しており、母親の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、母親は、申立人が20歳になった昭和60年*月頃、A市B区役所で申立人の国民年金加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録を見ると、「付番年月日 平-9.9.9 付番契機 20歳到達 加入年金制度 国民年金」、「資格取得年月日 昭-60.*.* 取得事由 適用漏れ」と記録されており、同市の国民年金被保険者名簿の資格取得欄には「60.*.* モレシヤ」、受付記録の受付年月日欄には「9.8.27」及び受付書類名欄には「新規届」と記載されていることが確認できる。このことから、申立人の加入手続は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の同年8月27日に行われ、同年9月9日に基礎年金番号が付番されるとともに

資格取得日を遡って申立人が20歳に到達した昭和60年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を両親の分と一緒に納付することはできなかったものとみられる。この加入手続が行われた時期を基準とすると、申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできず、母親は、申立期間の保険料を遡って納付した覚えは無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から62年1月まで
私は、昭和60年11月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、加入後、同市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年11月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、同市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人は、加入手続き後に交付される年金手帳を受け取っていないとしている上、加入手続き時期、申立期間の保険料の納付方法、納付周期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続き及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年5月30日にB市で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きにおいて、資格取得日を遡って申立人が第3号被保険者となった同年1月11日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年6月までの期間及び56年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年6月まで
② 昭和56年12月から61年3月まで

私は、申立期間①は、国民年金加入手続及び保険料納付状況に係る記憶は何も無いが、保険料は納付していたと思う。申立期間②については、婚姻（昭和57年3月）後、A市B区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行った。保険料は、夫の分と一緒に口座振替（夫名義）で納付していた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間①に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況に係る記憶は何も無いとしていることから、申立期間①に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間②については、婚姻（昭和57年3月）後、A市B区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、夫の分と一緒に口座振替（夫名義）により納付していたとしているところ、
i) オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号周辺の任意加入被保険者の資格取得状況から、58年1月頃に同区役所で行われ、その際に、資格取得日を遡って53年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられること、
ii) 同市が保管する国保資格世帯資格情報照会によれば、申立人は、国民健康保険被保険者資格を58年1月21日に取得していることが確認でき、

申立人が同区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ったとする主張内容とも一致すること、iii) 同市が保管する国民年金口座振替対象者一覧表及び国民年金口座振替対象者一覧表(除去分)によれば、申立人の口座振替受付年月日は61年4月24日、口座振替開始月は同年7月とされており、夫の口座振替受付年月日は57年4月23日、口座振替開始月は同年7月とされていることが確認でき、申立人は、申立期間②当時、口座振替による保険料納付は行っていなかったものとみられることから、申立人の申立期間②に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間①は、時効により保険料を納付することができない。

加えて、申立期間②は、加入手続時期を基準とすると、昭和56年12月から57年3月までの保険料は過年度納付により、同年4月から61年3月までの保険料は現年度納付により納付することは可能であったが、前述のとおり、申立人は、申立期間②の保険料は夫と一緒に口座振替で納付したとしているところ、i) 過年度保険料は、A市では取り扱っておらず、口座振替により納付することはできないこと、ii) 国民年金被保険者台帳によれば、昭和57年度の摘要欄には、「納付書送付 ハガキ送付」と記載されていることから、当該年度の保険料の過年度納付書が社会保険事務所(当時)から申立人に送付されたものと推認されること、iii) 申立人から提出のあった59年及び60年の確定申告書を見ると、59年の国民年金の支払保険料額は7万4,640円、60年の国民年金の支払保険料額は7万7,760円と記載されており、この保険料額は1人分の保険料額であることから、申立人は、申立期間②の保険料を夫の保険料と一緒に口座振替により納付していたとは考え難い上、申立人及びその夫からは、当該期間の保険料を口座振替以外の方法により納付したことをうかがわせる周辺事情を見いだすこともできなかった。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から49年3月まで

私は、専門学校を卒業後の昭和49年4月頃に、父親と一緒にA町役場に行き、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、未納であった申立期間の国民年金保険料も父親がまとめて納付したことを覚えている。父親が他界したため詳細は分からないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、既に死亡しており、申立人も加入手続き時期、申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月13日にA町で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、この加入手続きにおいて、資格取得日を遡って48年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同町の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効で納付できなかったものとみられる。

さらに、申立人は、父親が国民年金加入手続き時に未納保険料をまとめて納付

したとしているところ、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料（2 万 4,600 円）が前述の加入手続が行われたとみられる時期の 1 か月後の同年 11 月 15 日にまとめて過年度納付されたことが確認できることから、父親が加入手続後にまとめて納付したとする保険料は、当該期間の保険料であった可能性も否定できない。

加えて、父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年9月まで

私は、20歳（昭和60年*月）の時にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、その際に、国民年金の保険料免除の説明を受け、申請免除の手続きを行った。それ以降、平成16年6月まで毎年同じ時期に免除申請を行い、申請免除の承認を受けていた。申立期間の保険料が免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時の昭和60年*月にA市B区役所で国民年金加入手続きを行い、その際に、保険料の申請免除の手続きを行い、それ以降、平成16年6月まで毎年同じ時期に免除申請を行っていたことから、申立期間についても申請免除とされていたはずであるとしているところ、オンライン記録の免除記録欄によると、昭和62年度については「該当/申請 昭63.1.30 始期—終期 昭62.10—昭63.3 処理年月日 昭63.3.16 種別 全」と記録されていることから、同年度の保険料については、昭和63年1月に免除申請が行われたものとみられる。このため、申請免除の承認は、免除の申請のあった日の属する月前の直近の基準月からとされていることから、申請月前の直近の基準月である62年10月に遡及して申請免除の承認が行われ、申立期間の保険料について申請免除の承認を受けることはできなかったものとみられる。

また、オンライン記録を見ると、昭和60年12月から平成16年6月までの期間のうち、申立期間を除き全て申請免除とされているほか、申立人に対して、社会保険事務所（当時）から元年10月2日に過年度納付書が作成・送付されていることが確認でき、この過年度納付書の対象期間は、作成・送付された時期を基準とすると、未納期間とされた申立期間のうち、昭和62年7月から同

年9月までの期間と推認される。このことから、申立期間が申請免除とされていた場合、社会保険事務所から過年度納付書が発行・送付されることはないことから、申立期間は申請免除の承認がされていたとは考え難い。

さらに、申立期間については、オンライン記録、A市の国民年金被保険者名簿、昭和62年度国民年金保険料検認状況一覧票及び国民年金情報検索システムのいずれの記録も申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬は無く、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 5640（事案 1064 及び 4043 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月頃から 45 年 3 月頃まで
② 昭和 45 年 10 月頃から 47 年 10 月頃まで

過去の二度にわたる申立てについては、いずれも主張が認められなかったが、私は、申立期間①及び②共に、アルバイトではなく、現地嘱託社員として勤務した。

今回、申立期間①については、一緒に勤務した同僚 3 人の名前を思い出したので、再度、調べてほしい。

また、新たに提出する資料は無いが、申立期間②についても、第三者委員会は性善説に立って、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、当該期間に A 社で厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚のうち、2 人が「申立人はアルバイトであった。」と証言し、このうち 1 人は、「アルバイトであったため、社会保険には加入していなかったはずである。」と証言しているものの、このほかの同僚は、「申立人を全く記憶していない。」又は「名前しか記憶していない。」と証言しており、社会保険事務所（当時）における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、申立期間②に係る申立てについては、申立人が名前を記憶している同僚が「申立人とは何度か出勤途上に駅や電車内で偶然会ったことはあるが、それ以外は分からない。」と証言しているものの、ほかに B 社で当該期間に厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚のうち、1 人が「名前は聞いたことがあるような気がする。」と述べているほかは、いずれも「正社員の中に申立人はおらず、アルバイトの中にいたかどうかは記憶が無い。ほかの元同僚に聴いても申立人を覚えている者はいなかった。」等と証言しており、社会保険事務所における同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A社及びB社の人事記録管理を統括しているC社は、申立期間①及び②当時の資料は保存していないと回答しており、申立人の在籍記録及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、同社の事務担当者等は、「当時、アルバイトの者については、社会保険に加入させていなかったはずである。D社グループでは、男性の正社員はD社本社で一括採用しており、A社やB社で正社員を採用することはなかった。」としている。

加えて、申立人は、申立期間①及び②の期間に係る雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「D社グループのA社及びB社に勤務していたのに、正社員であったとする証拠が無いから認めないとする審議結果は、第三者委員会は性善説に基づき申立人の立場に立って救済するという趣旨に反しており、また、委員会の人選についても問題があるのではないか。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、当該再申立てについて、申立人から新たに提示された関連資料及び周辺事情は無く、上記の主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新しい事情は見当たらないことから、既に当委員会に基づき、平成22年7月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私は、申立期間①のA社及び申立期間②のB社共に、現地嘱託社員として勤務しており、アルバイトの身分ではなかった。A社で一緒に勤務した同僚3人を思い出したので調べてほしい。」「今回、新たに提出する資料は無いが、第三者委員会は、申立人の立場に立って、性善説で救済してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、連絡が取れた1人は、「私は、学校を卒業して正社員で入社したが、申立人はアルバイトとして勤務しており、倉庫から品物を出し入れする作業をしていた。だから、申立人は、厚生年金保険に加入していなかったのではないかと思う。」と証言しており、他の2人は、姓のみの記憶であるため同人を特定できず、調査できない。

また、申立人は、第三者委員会は性善説に基づき申立人の立場に立って救済すべきであると再度主張しているが、今回、新たに提示された関連資料及び周辺事情は無く、当該主張のみでは、委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月から 8 年 6 月まで
年金記録を確認したところ、A社における標準報酬月額の記録の一部が低額となっていることが分かったので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「平成 6 年 9 月の標準報酬月額が 30 万円であるにもかかわらず、その翌月の同年 10 月に標準報酬月額が 9 万 8,000 円に減額されているが、給与が引き下げられた記憶が無いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。」として申し立てている。

しかし、A社は、平成 8 年 9 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したものの回答を得ることができず、申立人の申立期間当時における給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

また、A社の複数の同僚に照会しても回答が得られず、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、オンライン記録によると、平成 6 年 10 月当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 3 人についても、申立人と同日付けで標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私の退職日が平成 13 年 6 月 29 日だったことから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年 6 月 30 日とされていた。しかし、その後、資格喪失日を同年 7 月 1 日に訂正するよう申立期間当時の上司に連絡し、会社に依頼してもらったはずなのに訂正されていない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 19 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の申立期間当時における厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日について訂正を依頼した上司の名前及び肩書を覚えていないため、同人を特定することができず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について証言が得られない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、平成13年6月29日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できるところ、申立人自身も「A社での最終出勤日は、平成13年6月29日だった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月27日から33年12月頃まで
② 平成8年1月1日から15年3月頃まで

申立期間①について、2年ぐらい車両の修理の仕事をしていたはずなので、厚生年金保険の記録を調べてほしい。

また、申立期間②について、運転手として、平成15年3月頃まで勤務していたはずなので、厚生年金保険の記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「申立期間当時の社会保険関係の資料が無い上、当時の事業主も既に死亡しているため、何も分からない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社において昭和30年9月3日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、「申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、いつ退職したかまでは覚えていない。」と証言している一方で、33年1月20日に被保険者資格を取得した複数の同僚は、申立人のことを覚えていない旨証言している上、このうちの1人は、「当時、事業主を含めて9人が勤務しており、当該9人全ての名前を覚えている。」と証言している。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、いずれも昭和32年3月27日と記録されており、オンライン記録の資格喪失日とも一致していることが確認できる。

申立期間②について、当該期間当時のB社の事業主は、「当該期間当時の資料は無いが、B社は、平成10年頃に事実上閉鎖しているので、この時期以降に

勤務している者はいないはずだ。」と証言しているところ、オンライン記録によると、同社は、平成11年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に2人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した以降、同社において被保険者記録が確認できる同僚はいない。

また、雇用保険の記録によると、申立人のB社における離職日は、平成7年12月31日とされており、当該離職日の翌日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

さらに、C市の記録により、申立人は、当該期間を含む平成8年1月1日から20年10月8日までの期間について、国民健康保険に加入していたことが確認できる上、オンライン記録によると、当該期間のうち、8年1月から9年8月までの期間について、国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 36 年 6 月まで

ねんきん定期便により、A社に勤務していた当時の標準報酬月額は、申立期間前の1万2,000円から、申立期間には1万円に下がっていることが分かった。しかし、当時は景気も良く、給与が下がった記憶も無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、昭和35年10月の定時決定により減額されていることが確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額と一致している。

また、A社は、当時の賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間における申立人の給与額及び保険料控除額を確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から61年 8 月まで

私の記憶では、A社に在職中の給与額は全期間月額25万円だったが、厚生年金保険の標準報酬月額は、給与額に比べて低い額で記録されている。調査の上、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和56年10月から57年 6 月までは7万2,000円、同年 7 月から61年 6 月までは8万6,000円、同年 7 月及び同年 8 月は7万2,000円と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、遡って記録訂正された形跡等も無い。

また、申立人と同じくA社の役員（専務）であった当時の夫（故人）の給与額について、申立人は、「夫は一定額で毎月30万円もらっていた。」と主張しているが、オンライン記録によれば、事業主になった昭和61年 1 月21日より前の期間に係る夫の標準報酬月額は、申立人が主張する給与額に見合う標準報酬月額より相当低い額（15万円又は16万円）であることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立人を含めて事業主の家族は、給料日に現金のみが入った給料袋を渡され、保険料控除額等が記載された給与支払明細書はもらっていない。」と述べている。

加えて、A社は既に解散し、当時の事業主（申立人の義父及び夫）も亡くなっており、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から23年4月まで

A社では、住み込みで朝から晩まで働き、次の会社に転職するために退職するまで勤務していた。子連れで働いていた「姉さん」と呼ばれていた同僚女性を覚えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「子連れで働いていた『姉さん』と呼ばれていた同僚女性を覚えている。」と主張しているところ、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「子供連れの『姉さん』と呼ばれていた女性が勤務していた。」と証言しており、当該女性は、昭和21年4月1日から41年12月31日まで同社において被保険者記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、上記複数の同僚が、「入社時期と資格取得時期が異なっている。」と証言している上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同じ日に被保険者資格を取得している者が多数確認できることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行せず、ある一定の期間に入社した者について、まとめて被保険者資格を取得させる取扱いをしていたことがうかがえる。

また、A社には申立期間当時の資料は保管されておらず、当時の事業主は死亡している上、申立人を記憶する同僚もいないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 59 年 7 月まで

A社には住み込みで働いていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の現在の事業主が、「申立人は、私と同じ昭和 55 年 4 月頃からA社に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社は、「当時の従業員は4、5人で、当時も現在も厚生年金保険には加入していない。」と回答している。

さらに、申立人は、同僚の名前を記憶していない上、A社は、申立期間当時の資料は廃棄したと回答しているため、申立期間における同社の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
② 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 12 月 18 日まで
③ 昭和 41 年 12 月 23 日から 42 年 12 月 26 日まで
④ 昭和 43 年 3 月 15 日から 44 年 3 月 31 日まで
⑤ 昭和 48 年 5 月 11 日から 50 年 1 月 6 日まで

A社を退職した後の昭和 50 年 3 月 7 日に脱退手当金を受け取った記録となっているが、当時、私は妊娠しており、脱退手当金を受け取りに行った覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当該期間の 4 事業所名及びその所在地が記載されているほか、同裁定請求書及び裁定伺によれば、昭和 50 年 1 月 21 日に B 社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年 3 月 7 日に申立人の当時の住所地の近くの金融機関で受領できるよう国庫金が送金されたことが確認できる上、裁定請求書に記載された申立人の住所は、当時申立人が住んでいたと述べる住所地と一致していることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書受付日から約 1 か月半後の昭和 50 年 3 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間①の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで
申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、もらった覚えが無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年12月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の事業所を退職後、昭和61年4月に国民年金に加入するまで年金制度に加入していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月1日から36年8月1日まで
② 昭和36年8月1日から41年2月6日まで
③ 昭和41年3月30日から43年6月30日まで

私は、脱退手当金のはがきが届いて、初めて脱退手当金を受け取ったとされていることを知った。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年10月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の脱退手当金の支給決定日が同一日の者が複数確認できる上、「代理請求により受給した。」と証言している者もみられることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5651

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から43年4月1日まで

私は、A社の脱退手当金は受け取っているが、B社の脱退手当金は受け取った記憶が無い。また、昭和43年4月末には、結婚のため転居しているので入金も無いはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和43年9月27日に支給決定されているほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間前のA社に勤務した期間について、脱退手当金を受給した記憶があるとしているところ、同社に係る脱退手当金の支給記録は無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失から約1か月後にC社D支店に勤務し被保険者資格を取得していることから、この期間に脱退手当金を請求することは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5652

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から36年3月21日まで

申立期間前に勤めていた事業所の脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間に勤務していた事業所の脱退手当金については、請求した覚えが無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間と申立人が脱退手当金を受給した記憶がある申立期間前の厚生年金保険被保険者期間を合算した期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年6月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 30 日から 37 年 6 月 26 日まで
② 昭和 37 年 7 月 1 日から 40 年 8 月 11 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 1 日から同年 11 月 15 日まで
④ 昭和 40 年 11 月 15 日から 42 年 3 月 5 日まで

私は、昭和 42 年 3 月に A 社を退職したが、その際、脱退手当金を受給した記憶は無い。仮に脱退手当金を受給したのであれば、最初に勤務した B 社の期間を残して請求することはなかったはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、申立人が申立てに係る事業所を資格喪失した 4 日後の昭和 42 年 3 月 9 日に当該裁定請求書を受理し、同年 6 月 9 日に支給決定、同日に申立人に対して隔地払により支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。